

特定重大事故等対処施設等に係る考え方について

平成27年11月13日
原子力規制庁

平成27年9月9日の第28回原子力規制委員会における指示を受け、信頼性向上のためのバックアップ対策である特定重大事故等対処施設等に係る考え方について整理を行ったところ、以下のとおり。

1. 信頼性向上のためのバックアップ対策に係る考え方

(1) 信頼性向上のためのバックアップ対策

新規制基準においては、信頼性向上のためのバックアップ対策として、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）（以下「特重施設等」という。）を設けることを要求している。

(2) 経過措置規定

新規制基準の施行に際し、特重施設等に係る規定については、施行日（平成25年7月8日）から5年後の平成30年7月7日までの間は、これを適用しないことができる旨の経過措置規定が設けられている。

特重施設等は、発電用原子炉施設について、本体施設等（特重施設等以外の施設及び設備をいう。）によって重大事故等対策に必要な機能を満たした上で、その信頼性向上のためのバックアップ対策として求められるものであるが、施設を新たに設置するためには審査、工事等に一定の時間が必要である。このため、一律に5年間の経過措置期間を設けたものである。

なお、特重施設等の審査に先行して行われる本体施設等に係る新規制基準への適合性審査については、半年から1年程度の期間を要すると見込んでいた。

2. 特重施設等に係る新規制基準への適合性審査の状況

信頼性向上のためのバックアップ対策である特重施設等について審査を進めるためには、本体施設等について新規制基準に適合するための許認可において、本体施設等の設計条件等が確定されることが前提となる。

具体的には、特重施設等に係る設置変更許可申請の審査では、まず、本体施設等に適用する基準地震動及び基準津波並びに本体施設等の設備仕様を確定させた後に、特重施設等の設備仕様について許可の判断をする必要がある。

また、特重施設等に係る工事計画認可申請の審査については、本体施設等に係る工事計画認可申請の審査において、本体施設等の個別配管ごとの位置や、圧力、温度、荷重等の環境条件等の詳細が確定しなければ、特重施設等と本体施設等の接続部分に係る詳細設計を審査することができないため、本体施設等の工事計画認可後に本格的な審査を行うこととなる。

現時点では、全般的に本体施設等に係る新規制基準への適合性審査が当初の見込みよりも長期化していることに伴い、特重施設等の審査着手が遅れており、経過措置期間内に特重施設等の完成や検査の完了まで見込めていないプラントがほとんどである。

また、本体施設等の許認可については、プラントごとに審査の進捗が大きく異なっている。

このように、新規制基準の施行時から事情の変更が生じているところである。

3. 経過措置規定の見直し（案）

1. 及び2. で述べた経過措置規定の当初の趣旨、本体施設等の審査と特重施設等の審査との関連性、本体施設等及び特重施設等に係る新規制基準への適合性審査の状況を踏まえ、信頼性向上のためのバックアップ対策である特重施設等の設置義務の適正かつ円滑な履行を確保するため、その経過措置規定について、以下のとおり見直す。

(1) 経過措置の起算点は本体施設等に係る工事計画認可時とすること

当初、経過措置の起算点は一律に新規制基準の施行時としていたが、本体施設等に係る新規制基準への適合性審査の状況を踏まえれば、各プラントの審査の進捗状況に応じて経過措置の起算点を設定することが合理的な状況となっている。

また、特重施設等に係る新規制基準への適合性審査を進めるためには、本体施設等について新規制基準に適合するための工事計画認可が行われていることが前提であり、その時点からの特重施設等の審査、工事等の期間を考慮することが適切である。

(2) 経過措置期間は5年とすること

当初、経過措置期間については、本体施設等及び特重施設等の審査、工事等に一定の時間が必要であることから、新規制基準の施行日から5年と設定したものの。

しかしながら、本体施設等に係る新規制基準への適合性審査は、当初の見込み（半年から1年程度）よりも長期化していることから、今後の特重施設等の審査等においても相当程度の時間を要することが見込まれる。そのため、本体施設等の審査以降になお要する期間として、経過措置期間は5年とすることとする。

4. 今後の対応（案）

3. の見直しを行うため、以下の原子力規制委員会規則を一部改正することとし、行政手続法に基づく意見募集を実施したい。（資料4-2）

- ① 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）
- ② 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）
- ③ 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）
- ④ 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）

以 上